

## 岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

### 改正の趣旨

学童クラブ等の放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、厚生労働省が定める省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」をもとに、市町村で運営に関する基準を定める条例を制定していますが、省令が一部改正されたことに伴う、条例一部改正を行います。

### 改正内容

#### ○条例第10条第3項第4号（教諭となる資格を有する者）

教員免許を持っている人が対象と規定してきたが、免許更新をしている必要があるかどうか不明確であった。改正により教員免許を取得していれば、更新していなくても放課後児童支援員になれることが明確化される。

#### ○条例第10条第3項第10号（新設）

今までは対象とならなかった高校卒者以外（中卒者等）でも、一定期間（5年以上）放課後児童健全育成事業に従事した人で、市長が適当と認めた人は放課後児童支援員になれるよう、対象者の拡大を図るため条文を新設する。

### 新旧対照表

#### ○岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

現 行 旧	改 正 新
第10条 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。  中略	第10条 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。  中略
(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者  中略  (新設)	(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第14号）第4条に規定する免許状を有する者</u>  中略  (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u>

## 改正文内容

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岡谷市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法(昭和24年法律第14号)第4条に規定する免許状を有する者」に改める。

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。